

消防水利指定承諾書

年 月 日	
三田市消防長 あて	
届出者	
住所	
氏名	
印	
電話番号	
<p>消防法第21条第1項の規定により、消防水利として指定されることを承諾いたします。</p> <p>なお、消防水利を変更し、撤去し、又は使用不能の状態に置こうとする場合は事前に届け出ます。</p>	
水利所在地	
水利種別	<input type="checkbox"/> 防火水槽 <input type="checkbox"/> その他 ()
容量・基数	m ³ 基
参考事項	
<p>消防法第21条</p> <p>1 消防長又は消防署長は、池、泉水、井戸、水そうその他消防の用に供し得る水利についてその所有者、管理者又は占有者の承諾を得て、これを消防水利に指定して、常時使用可能の状態に置くことができる。</p> <p>2 消防長又は消防署長は、前項の規定により指定をした消防水利には、総務省令で定めるところにより、標識を掲げなければならない。</p> <p>3 第1項の水利を変更し、撤去し、又は使用不能の状態に置こうとする者は、予め所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。</p>	